

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

原告第9準備書面

2021年1月12日

東京地方裁判所民事第4部 御中

| | | |
|-------------|---------|--|
| 原告訴訟代理人弁護士 | 鬼 束 忠 則 | |
| 同 | 小 川 隆太郎 | |
| 同 | 橘 真理夫 | |
| 同 (主任) | 川 上 資 人 | |
| 原告訴訟復代理人弁護士 | 海 渡 雄 一 | |



原告は、国賠法6条の解釈について、以下のとおり「第1」及び「第2」において、令和2年9月30日付仙台高裁判決を踏まえて、主張を補充する。また、「第3」において、被告東京都に対して、反論の前提となる求釈明を行う。

第1 「相互の保障」の主張立証責任

国賠法1条1項は、内・外国人の別を問わず「他人」に損害を加えたときに国等が賠償する責任を負う旨規定し、別途、国賠法6条で、同法は「外国人が被害者である場合」には「相互の保証があるときに限り」適用する旨定めていること、我が国と法制度の異なる外国の法制度の内容を把握し主張するに当たっては、單なる法律の規定の文言だけでなく現実の運用も問題となり得、特にいわゆる判例

法国ではこの傾向が著しいというべきであって、請求する者が当該国の国民であるからといってこれが一般的に可能かつ容易とは考えられず、むしろ、請求を受ける側である国の方が在外公館を通じた調査等によりこのような資料を入手しやすい立場にあること、さらに、外国法について相互の保証を問題とすることによる損害賠償責任を免れるという利益は国側に帰属することなどを考慮すると、外国人が国賠法1条1項に基づき国家賠償請求する場合は、当該外国との関係で相互の保証がないことを国側において抗弁として主張立証すべきである。

第2 「相互の保証」の内容

国賠法6条は、我が國の國民に國家賠償による救済を与えない國の國民に対し、我が國が積極的に救済を与える必要はないという衡平の觀念に基づくものであるところ、涉外生活關係が著しく発展拡大している今日、我が國の國民に外國に対する國家賠償による権利救済を図る必要や、外國人に我が國に対する國家賠償による権利救済を図る必要が増大している一方、各國の法制度は多様であり、我が國と法制度の異なる外國の法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限することとなりかねず、また、同一性を厳密に要求できないことから仮に我が國より寛大な精度であることを要求することとすると、我が國より寛大な国家賠償制度を採用する外國が相互の保証を要求する場合、我が國はその外國からみればより厳格な制度を採用していることになるため当該國は我が國の國民からの国家賠償を認めないこととなり、その結果、我が國にとっても相互の保証を欠く結果となるという論理的破綻（いわゆる「両すべくみ」）を来たすため、これを防ぐ必要があることなどからすれば、相互の保証がないというためには、我が國と当該國の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する上記のような衡平の觀念に反することとなることについて立証を要する。

第3 身体拘束具の使用において血液の循環を著しく妨げることとならないよう注意する義務について

- 1 被告東京都は、令和2年10月20日付原告第7準備書面「第3」における身体拘束具の使用において血液の循環を著しく妨げることとならないよう注意する留置課員の義務にかかる原告主張に対して、「独自の見解であるため、反論するに及ばない」などと誤魔化している（被告東京都準備書面（8）5頁）。
- 2 被告東京都が何をもって、上記原告の主張を「独自の見解」と述べているのか不明であるが、被告東京都は、「留置施設における被留置者の処遇について、刑事施設の規律及び秩序の維持に関して必要な事項等を定めた刑務官の訓令が準用又は類推適用されるものではない」とし、その根拠として、「留置施設は、刑事施設と比較して物的施設としても、人的施設としても小規模であり、被留置者の留置の期間も比較的短期間にとどまる」などと主張している（被告東京都準備書面（8）2頁）。

しかし、捕縄及び手錠の使用方法として、「血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。」（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第37条）ことの必要性は、仮に留置施設と刑事施設との相違に関する上記被告主張を前提としても全く変わるものではないことは明らかである。

- 3 したがって、原告は、被告東京都に対して、以下のとおり求釈明を行う。
 - (1) 被告東京都は、留置課員が捕縄及び手錠を使用するにあたり、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意する注意義務は存在しないと主張するのか。
 - (2) 上記義務が存在しないと主張するのであれば、その理由を、法的根拠とともに明らかにせよ。

以 上